

番号	31 — 28	申請者	看護師 甲斐 朋美
<p>【審査申請課題】 療養型神経難病病棟における日常生活援助作業別、腰痛との関連～OWAS法を用いて～</p>			
<p>【審査課題の概要】</p> <p>腰痛は全国で業務上の疾病の約6割を占めている。厚生労働省は1994年(平成6年)「職場における腰痛予防対策指針」をしめし、保健衛生業において腰痛の発生件数が急激に増加してきたことを受け2013年(平成25年)に19年ぶりに改訂した。看護職の5～7割が腰痛を抱えているとの調査結果もある。腰痛の有無は看護職の離職意向にも影響があると言われている。</p> <p>A病棟でも看護スタッフ、介護スタッフが急性腰痛を発症し、業務に支障をきたすことがある。また慢性的に腰痛があり就業中はコルセットやベルトを使用しているスタッフも多い。A病棟は進行性神経難病の療養型病棟であり、ほとんどの患者がADL全介助である。そのためほとんどの患者に対して、各勤務帯で体位交換を2回～3回、オムツ交換を1～2回実施している。その他週2回の入浴介助やその際の移乗介助、車いす移乗ができる患者への移乗介助など腰に負荷のかかる介助が多い。これらのことから日々の介助作業と腰痛の発生は関係があると考えられる。</p> <p>先行研究で及川らは「腰痛の現状を知り、具体的な腰痛発生場面での腰痛予防の必要性を理解したうえで、組織的に予防対策を実践したことが、腰痛による休職者を減少させる」と述べている。腰痛多発業種である物流業においては、OWAS法を用い作業姿勢特性調査を行い、作業姿勢と腰痛の関連を明らかにしている。OWAS法では作業時点の上肢・体幹・下肢・重さの4項目を規定の作業姿勢コードと組合わせることで作業姿勢の特徴を知ることができる。看護職では対象者にアンケート調査で主観による介助作業項目別の腰痛の有無が調査されているが、看護職の作業姿勢や加重(患者の体重など)、時間(身体に負担のかかっている時間)と腰痛発生リスクとの関連は明らかにされていない。そこで今回OWAS法を用いて、作業項目別に作業姿勢と加重、時間から腰痛発生リスクの有無や腰痛が発生しやすい作業姿勢を明らかにすることで腰痛予防に繋げることができるのでないかと考え、この研究に取り組むこととした。</p>			
審査結果	承 認 (令和1年9月24日)		